

水道課 ☎ 0859 - 54 - 5204
 中山支所ふるさと振興課 ☎ 0858 - 58 - 6116
 大山支所ふるさと振興課 ☎ 0859 - 53 - 3186

◆◆滞納額◆◆
 水道使用料 3,096 万円
 下水道使用料 1,456 万円
 下水道分担金 266 万円

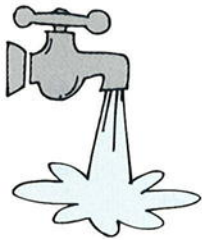
水道使用料

3か月以上未納の場合は
 給水停止を行います

水道事業は、水道料金により
 運営しています。

水道施設の維持管理費は、使用者により水道料金として公平な負担をしていただいています。が、一部の使用者の未納は、正しく毎月納めていただいている他の使用者との間の公平性を欠くこととなります。

そしてこのまま未納が増え続けると水道施設の維持管理に支障をきたし、安心して水を使っていたことができなくなります。



下水道使用料
と分担金

そのため平成19年度4月期以降の水道料金について、3か月分以上お支払いのない場合は、給水停止を行うことにします。

給水停止までの手続き

再三の督促にも関わらず3か月分以上お支払いがない場合は、水道法及び町関係条例に基づき給水停止を行います。

一度、給水停止を行えば、未納料金の完納、または分納誓約書の提出がない限り給水を再開しません。給水停止により使用者に損害が出ても、町は一切責任を負いません。日ごろから指定期限内にお支払いいただくようお願いいたします。

平成18年度の取り組み状況
 (滞納金の回収金額)

水道使用料	608 万円
下水道使用料	106 万円
下水道分担金	30 万円

滞納に対する取り組み
 一定期間滞納されると、財産調査をしたり、財産を差押えたりする場合があります。

滞納されている料金・負担金の納付についてお困りの方は、水道課・各支所ふるさと振興課までご相談ください。

メモ：近隣市町村の取り組み

大山町近隣の西部総合事務所県税局（鳥取県）や、米子市、南部町では、滞納処分として差押えた動産（家具など）の公売（インターネットや入札）に積極的に取り組んでいます。



◀役場税務課、各支所住民課の窓口でも米子市、南部町などの公売情報を見ることができます。